

発議第7号

瀬戸内市議会会議規則の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成16年瀬戸内市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月27日

瀬戸内市議会議長 廣田 均 様

提出者 議会運営委員長 石原 芳高

（提出の理由）

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うもの。

瀬戸内市議会規則第 号

瀬戸内市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第105条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第139条第1項中「並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の

名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第161条第2項ただし書中「第106条(秘密の保持)第2項」を「第113条(秘密の保持)第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 略

3 略

4 略

(懲罰動議の提出)

第161条 略

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第106条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 略

4 略

5 略

(懲罰動議の提出)

第161条 略

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第113条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。